第100回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する 未申請者の方への勧奨事務について

(福祉局)

神福政第490号 令和2年7月1日

神戸市個人情報保護審議会 会長 西村 裕三 様



諮 問

神戸市個人情報保護条例第7条第3項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意 見を求めます。

記

神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する未申請者への勧奨事務について (条例第7条「収集の制限」に関して)

担当:福祉局政策課

神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する未申請者への勧奨事務について (条例第7条「収集の制限」に関して)

◎:条例第7条第3項に該当する情報

◎【視覚障害者手帳所持者に関する情報】

福祉個人番号

住記個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

障害等級

神福障第148号 令和2年7月1日

神戸市個人情報保護審議会 会長 西村 裕三 様



諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項4号の規定に基づき、下記の事項について貴会 の意見を求めます。

記

神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する未申請者への勧奨事務について (条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当:福祉局障害者更生相談所

神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する未申請者への勧奨事務について (条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

◎【視覚障害者手帳所持者に関する情報】

福祉個人番号 住記個人番号 漢字氏名 ナ氏名 生年月日 住民票級

神福政第 490 号-2 令和2年7月1日

神戸市個人情報保護審議会 会長 西村 裕三

神戸市長 久 元

諮 問

神戸市個人情報保護条例第11条第2項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意 見を求めます。

記

神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する未申請者への勧奨事務について (条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当:福祉局政策課

神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する未申請者への勧奨事務について (条例第11条「電算機処理の制限」に関して)

◎:条例第11条第2項に該当する情報

【進捗管理システム 受給権者申請情報】

申請者番号

区コード

住記個人番号

世帯番号

住民区分

氏名(漢字・アルファベット・カナ)

通称

送付コード

生年月日

性別

続柄コード

郵便番号

住所

方書

転出予定先郵便番号

転出予定先住所

申請状況

◎【視覚障害者手帳所持者に関する情報】

福祉個人番号

住記個人番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

障害等級

神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する未申請者への勧奨事務について

1 業務の内容

(1) 特別定額給付金及び未申請者への申請勧奨事務の概要

令和2年4月20日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、 感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、 対象者1人あたり10万円を給付する、特別定額給付金事業が実施されることとなった。 神戸市では5月1日よりオンライン申請の受付を開始するとともに、5月14日より 申請書の郵送を開始し、6月19日時点で対象世帯数のおよそ92%にあたる、70万世 帯からの申請を受け付けている。

一方で、申請期限が8月18日となっていることから、未申請者への申請勧奨が必要である。

未申請者全般に対する手法としては、新聞折り込みチラシの配布等を予定しているが、視覚障害者の方々に対しては、別途、点字等によるご案内が必要と考えられることから、視覚障害者手帳所持者の情報と申請者情報を突合することで現況を分析するとともに状況に応じた個別の案内を行う。

(2) システムの概要(システム化する事務)

- ① 福祉局障害者更生相談所より、視覚障害者手帳所持者に関する情報の提供を受ける。 (第9条第1項第4号及び第7条第3項 諮問対象)
- ② 特別定額給付金 進捗管理システムより、受給権者申請情報を抽出する。
- ③ ①②のデータを、視覚障害を有する未申請者への勧奨システム上で、住記個人番号をキー情報として結合する。
- ④ 視覚障害を有する未申請者への勧奨システムは、事務処理PC上の事務処理用ソフトウェアを用い、データは全庁ファイルサーバ上に格納する。
- ⑤ ③のデータを④のシステムで処理し、申請勧奨を行う対象者を特定するとともに、申請勧奨用データを作成する。対象者が多数に及ぶ場合は、宛名データを電子記録 媒体に格納の上、事業者に提供し、申請勧奨文の作成及び発送を委託する。

(3) システム導入の効果

事務処理のシステム化を行うことにより、個別の案内が必要とされる対象者を正確かつ迅速に抽出することが可能になる。

(4) 実施計画

令和2年7月上旬 全庁ファイルサーバ上で事務処理ソフトを使用し、対象者の特定及び勧奨手法を分析・検討。発送件数により、委託事業者に

勧奨文・発送作業を委託。

令和2年7月下旬 勧奨対象者に申請勧奨文の発送

(5) 処理件数

視覚障害者手帳所持者 約5,700 件 未申請者(世帯数) 約6万件(6月19日時点)

2 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に 基づき、以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

ア PC 統合管理システムの認証機能と連携し、事務処理用 PC からの接続に対して、端末・利用者を特定の上、属性に基づきフォルダ毎に適切なアクセス制御が行われている全庁ファイルサーバに個人情報に係るデータを格納する。

イ 端末機とサーバは情報系ネットワーク(イントラネット)にのみ接続し、ネットワーク装置により、不正な通信が侵入しないようアクセス制御が行われている。

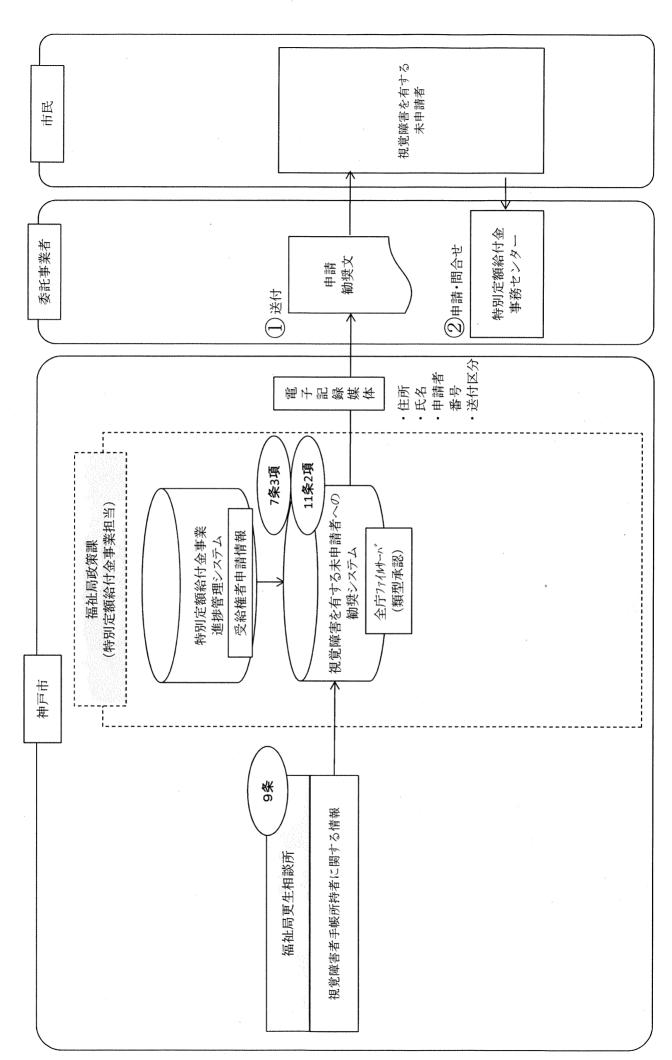
ウ 媒体によるデータ連携を行うため、ウイルスチェックソフトでの検査を事前に 行うことで、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ア ログ収集サーバにより、アクセスログ、ファイルの操作ログが一元的に管理されている。
- イ 電子データを記録した電子記録媒体には暗証番号を設定した上で、提供及び受 領に当たっては、受払簿により経緯を記録し、確認できるようにする。
- ウ 電子記録媒体は施錠可能な金庫等に保管し、保存する必要がなくなれば、速やかに消去、もしくは、記録の内容を復元できない状態にして廃棄する。また、保存年限を経過した帳票は、シュレッダーや焼却処分など確実かつ速やかに廃棄する。
- エ 個人情報の適正な取扱を確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行う。

(3) 外部委託にかかる個人情報の保護

本事業において、委託事業者に勧奨文作成・発送作業、及びコールセンターによる市民からの問い合わせ対応等について外部委託するに際しては、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の遵守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータの漏えい防止措置を施すなど、厳格に管理する。



神戸市特別定額給付金 視覚障害を有する未申請者への勧奨事務について